千葉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市長は、家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靭化を図るため、住宅用設備等を導入する者に対し、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和６０年千葉市規則第８号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

（補助事業）

第２条　この要綱において、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次条に定める市内の住宅（店舗・事務所等との併用住宅を含む。以下同じ。）に、第４条に定める補助対象者が次の各号に掲げる未使用の住宅用設備等（以下「補助対象設備」という。）を各法令等に準拠して導入した事業とする。

（１）太陽光発電システム
（２）ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（以下「ＺＥＨ」という。）
（３）家庭用燃料電池システム（エネファーム）
（４）定置用リチウムイオン蓄電システム
（５）窓の断熱改修
（６）電気自動車
（７）プラグインハイブリッド自動車
（８）Ｖ２Ｈ充放電設備
（９）集合住宅用充電設備
（10）住民の合意形成のための資料

２　前項の補助対象設備の要件は別表１のとおりとする。

（補助対象設備を導入する住宅の要件）

第３条　市が補助する補助対象設備を導入する住宅は、別表２に掲げる要件を満たすものとする。

２　別表２における居住とは、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されていることをいう。

（補助対象者の要件）

第４条　補助金の交付を受けることができる者は、別表３に掲げる共通事項及び補助対象設備ごとの要件をすべて満たす者とする。

（補助対象経費と補助金の額）

第５条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表４のとおりとする。

２　前項の補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとし、当該導入費用に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあってはさらに当該補助金の額を控除した額とする。

３　補助金は家庭用燃料電池システム（エネファーム）及び定置用リチウムイオン蓄電システムにあっては、一の住宅に１回（個人による集合住宅の専有部分において利用する設備の設置にあっては１戸に限り１回）に限り交付する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

（１）過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を設置する場合

（２）過去に補助金の交付を受けて設置した設備について、別に定める期間を経過し、交換又は増設する場合

４　補助金は、太陽光発電システム、ＺＥＨ、窓の断熱改修及びＶ２Ｈ充放電設備にあっては、一の住宅につき１回（個人による集合住宅の専有部分において利用する設備の導入にあっては１戸に限り１回）に限り交付する。ただし、過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を導入する場合にはこの限りではない。

５　補助金は、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車にあっては、導入する住宅において、補助対象設備の種類ごとに、補助事業を実施する者ひとりにつき１回に限り交付する。

６　補助金は、集合住宅用充電設備及び住民の合意形成のための資料にあっては、補助対象設備の種類ごとに、同一の工事につき１回に限り交付する。

（交付の申請）

第６条　規則第３条第１項の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、集合住宅用充電設備及び住民の合意形成のための資料以外の補助対象設備に係るものであって当該設備を所有する場合にあっては、千葉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）（当該設備をリースで借り入れる場合にあっては、千葉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（共同申請用）（様式第１号の２））に、集合住宅用充電設備及び住民の合意形成のための資料に係るものであって当該設備を所有する場合にあっては、千葉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（集合住宅用充電設備用）（様式第１号の３）（当該設備をリースで借り入れる場合にあっては、千葉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（集合住宅用充電設備用）（共同申請用）（様式第１号の４））に、別表５に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（交付の条件）

第７条　規則第５条第１項の規定により付する条件は、補助事業により導入した設備

を、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供しないこととする。

（交付等の決定）

第８条　規則第６条の規定による通知は、千葉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付決定兼額確定通知書（様式第２号）によるものとする。

２　規則第４条第３項の規定による通知は、千葉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金不交付決定通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第９条　第６条の規定により交付の申請をした者が、当該申請を取り下げる場合は、千葉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請取下書（様式第４号）を市長に提出するものとする。

（交付の請求）

第１０条　規則第１６条第１項の規定による交付請求書は、千葉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書（様式第５号）によるものとする。

２　前項の交付請求書は、別表６に掲げる日までに市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第１１条　市長は、規則第１７条第１項に定めるもののほか、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）この要綱の規定に違反したとき。

（２）前号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めたとき。

２　前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、規則第１７条第３項において準用する規則第６条の規定による通知は、千葉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第６号）によるものとする。

（補助金の返還）

第１２条　規則第１８条第１項の規定による補助金の返還の命令は、千葉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金返還命令書（様式第７号）によるものとする。

（財産の管理）

第１３条　この要綱に基づき補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

（財産処分の制限）

第１４条　規則第２０条第２号に規定する市長の定めるものは、補助事業により取得した補助対象設備（住民の合意形成のための資料を除く。）とする。

２　規則第２０条ただし書に規定する市長が定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）は、原価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）の各号に定める補助対象設備ごとにそれぞれ当該各号に定める日から起算して、別表７のとおりとする。

（１）電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車にあっては、自動車検査証の登録年月日。

（２）電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車以外の補助対象設備（住民の合意形成のための資料を除く。）既築住宅にあっては、補助対象設備の導入に係る工事の完了日、新築住宅及び建売住宅（住宅を販売する事業者等により未使用の補助対象設備があらかじめ設置されたものに限る。以下同じ。）にあっては当該住宅の引渡日。

３　補助金の交付を受けた者は、規則第２０条の規定により、補助事業により取得した補助対象設備の処分について承認を得ようとするときは、あらかじめ、千葉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金財産処分承認申請書（様式第８号）により市長に申請し、承認を受けなければならない。

４　市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、正当な理由があると認めた場合にあっては、財産処分の承認を決定するとともに、当該申請をした者に対し千葉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金財産処分承認通知書（様式第９号）により通知するものとし、正当な理由がないと認めた場合にあっては、財産処分の不承認を決定するとともに、当該申請をした者に対し千葉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金財産処分不承認通知書（様式第１０号）により通知するものとする。

５　補助金の交付を受けた者は、前項の規定による承認の通知を受けた場合において、補助対象設備の処分をしたときは、その旨を千葉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金財産処分報告書（様式第１１号）により市長に報告するとともに、財産処分制限期間に対する補助対象設備の処分をした日の翌日から財産処分制限期間の満了の日までの月数（１か月未満の期間は算入しない。）の割合に相当する補助金額（千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）を返還しなければならない。

６　前項の規定にかかわらず、当該処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合において、市長は返還するべき補助金額の全部又は一部を免除することができる。

（協力の要請）

第１５条　市長は、この要綱に基づき補助金の交付を受けた者に対し、事業効果等に

関する資料の提供その他の協力を要請することができる。

（設備の導入に係る環境配慮）

第１６条　補助対象設備を導入する者は、設備の導入に伴う周辺環境への影響について十分に配慮するものとする。

（その他）

第１７条　規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年４月２４日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年６月１２日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１９日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１５日から施行する。

別表１　補助対象設備の要件（第２条関係）

設備の種類	設備の要件
太陽光発電システム	（１）太陽電池を利用して電気を発生させるための定置型の設備であって、設置された住宅において電気が消費されるもののうち、次の要件を満たすもの。 ア　太陽電池の出力状況等により、起動及び停止等に関して全自動運転を行うものであること。 イ　太陽電池モジュールが、次のいずれかの規格等に適合していること。 （ア）国際電気標準会議の規格又は日本産業規格に適合しているものであること。 （イ）一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているものであること。 （ウ）一般社団法人太陽光発電協会　JPEA 代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているもの。 （２）設備を構成する太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方（複数のパワーコンディショナーを設置する場合、系列ごとに当該値を合計した数値）が１０キロワット未満であること。なお、既存設備の出力を増加する目的で設備を設置する場合は、既存設備分を含めた増設後の設備が上記の要件を満たすこと。 （３）交付申請する年度の前年度の２月１日から当該年度の１月３１日まで（その日が市の休日（千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉市条例第１号）第１条第１項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）に当たる場合にあっては、その直前の市の休日でない日）の間に、当該設備の導入に係る工事が開始され、かつ、当該設備の導入が完了したものであること。
ＺＥＨ	（１）外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅であって、ＺＥＨの定義（改定版）＜戸建住宅＞（平成３１年２月資源エネルギー庁）における「ＺＥＨの定義」（Nearly ZEH 及び ZEH Oriented を除く。）を満たすもののうち、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア　国が実施するＺＥＨを対象とした補助金に係る書類によりＺＥＨであることが示されていること。 イ　ＢＥＬＳによりＺＥＨであることが示されていること。

設備の種類	設備の要件
	（２）新築住宅及び建売住宅（住宅を販売する事業者等により未使用の補助対象設備があらかじめ設置されたものに限る。以下同じ。）の場合は、交付申請する年度の前年度の２月１日から当該年度の１月３１日まで（その日が市の休日に当たる場合にあっては、その直前の市の休日でない日）の間に引き渡されたものであること（既築住宅の改修の場合は、当該期間中に工事が完了したものであること。）。
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	（１）燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LP ガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもののうち、一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けているものであること。ただし、停電時自立運転機能を有するものに限る。 （２）交付申請をする年度の４月１日から１月３１日まで（末日が市の休日に当たる場合にあっては、その直前の市の休日でない日）の間に、当該設備の導入に係る工事が開始され、かつ、当該設備の導入が完了したものであること（建売住宅の場合は、当該期間の間に引き渡されたものであること。）。
定置用リチウムイオン蓄電システム	（１）リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電気的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、国が令和５年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。 （２）交付申請する年度の４月１日から１月３１日まで（末日が市の休日に当たる場合にあっては、その直前の市の休日でない日）の間に、当該設備の導入に係る工事が開始され、かつ、当該設備の導入が完了したものであること（建売住宅の場合は、当該期間の間に引き渡されたものであること。）。
窓の断熱改修	（１）既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修（内窓の設置を含む。）するにあたり、国が令和５年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録されているものであること。加えて、１室単位で外気に接するすべて

設備の種類	設備の要件
	の窓を断熱化すること。 ※室とは、壁、ドア、障子、襖等で仕切られている空間をいう（空気が通り抜けてしまう簡易的な仕切り（カーテン、ロールスクリーン等）は、室を区切る仕切りとして認められない。）。 補助対象：リビング、ダイニング、寝室、子ども部屋、キッチン、階段、踊り場、納戸、廊下、玄関、トイレ、浴室、屋内ガレージ等 ※例として、リビングとキッチン・階段・踊り場・廊下が壁、ドア、障子、襖等で仕切られておらず一体の場合は、キッチン・階段・踊り場・廊下の窓も含め、１室と判断し、リビングの窓だけではなく、それらも含め断熱改修が必要となる。 ※換気小窓（障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓）、300×200㎜ 以下のガラスを用いた窓及び換気を目的としたジャロジー窓、テラスドア・勝手口ドア、玄関ドアに付属する窓及びガラス等は、改修を要件としない。ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は補助対象とできる。 （２）交付申請する年度の４月１日から１月３１日まで（末日が市の休日に当たる場合にあっては、その直前の市の休日でない日）の間に、当該設備の導入に係る工事が開始され、かつ、当該設備の導入が完了したものであること。
電気自動車	（１）電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車（道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第６０条第１項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第２条第２項に規定する自動車をいう。以下同じ。）で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもののうち、次の要件を満たすもの。 ただし、原則として自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。 （２）補助事業を実施する者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。 （３）自動車検査証の使用の本拠の位置が、当該電気自動車を導入する住の住所であること。 （４）自動車検査証の初度登録年月及び交付年月日が、第６条の規定により交付の申請をする年度の４月から１月までの月、かつ、交付年月日が当該年度の４月１日から１月１５日までの日

設備の種類	設備の要件
	であること。 （５）自動車検査証の使用者が補助事業を実施する者であること。 （６）国が令和５年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。
プラグインハイブリッド自動車	電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「ガソリン・電気」又は「軽油・電気」と記載されているもののうち、次の要件を満たすもの。ただし、原則として自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。 （１）補助事業を実施する者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。 （２）自動車検査証の使用の本拠の位置が、当該プラグインハイブリッド自動車を導入する住宅の住所であること。 （３）自動車検査証の初度登録年月及び交付年月日が、第６条の規定により交付の申請をする年度の４月から１月までの月、かつ、交付年月日が当該年度の４月１日から１月１５日までの日であること。 （４）自動車検査証の使用者が補助事業を実施する者であること。 （５）国が令和５年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているプラグインハイブリッド自動車であること。
Ｖ２Ｈ充放電設備	電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のうち、国が令和５年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。
集合住宅用充電設備	集合住宅の管理者等が電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車に充電するために導入する次の設備のうち、国が令和５年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。 （１）急速充電設備

設備の種類	設備の要件
	電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が１０ｋW以上のもので、充電コネクター、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。 （２）普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が１０ｋW未満のもので、充電コネクター、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。 （３）蓄電池付急速充電設備 主として電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の充電のために蓄電する電池を備えた、一基当たりの定格出力が５０ｋW以上の急速充電設備で充電コネクター、ケーブルその他設備一式を備えたものをいう。 （４）充電用コンセント 電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する２００Ｖ対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。 （５）充電用コンセントスタンド （４）を装備する盤状又は筒状の筐体をいう。
住民の合意形成のための資料	集合住宅の管理組合が充電設備の導入についての住民の合意形成のために必要な資料（充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図及び住民の費用負担のシミュレーション等）で、当該資料を使用することにより、当該管理組合の総会で集合住宅用充電設備の導入についての議論が行われるものであること。

別表２　補助対象設備を導入する住宅の要件（第３条関係）

設備の種類	住宅の要件
太陽光発電システム	（１）既築住宅であること（当該設備の導入に係る工事に着手する前日までに、補助事業を実施する者自ら居住していること。）。 （２）第６条の規定により交付の申請をする日までに、次のいずれかの設備が設置されていること。 ア　定置用蓄電システム（別表１に掲げる要件に該当するものに限る。） イ　Ｖ２Ｈ充放電設備（別表１に掲げる要件に該当するものに限る。） （３）次の各項のいずれかに該当すること。 ア　補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅 イ　第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅
ＺＥＨ	（１）戸建て住宅であること。 （２）次の各項のいずれかに該当すること。 ア　補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅 イ　補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅 ウ　補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等により予め設置された市内に所在する住宅
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	次の各項のいずれかに該当すること。 ア　補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅 イ　補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅 ウ　補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等により予め設置された市内に所在する住宅 エ　第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅
定置用リチウムイオン蓄電システム	（１）第６条の規定により交付の申請をする日までに住宅用太陽光発電設備（太陽電池を利用して電気を発生させるための定置型の設備であって、設置された住宅において電気が消費されるも

設備の種類	住宅の要件
	のをいう。以下同じ。）が設置されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。 （２）次の各項のいずれかに該当すること。 ア　補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅 イ　補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅 ウ　補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等により予め設置された市内に所在する住宅 エ　第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅
窓の断熱改修	（１）既築住宅であること（当該設備の導入に係る工事に着手する前日までに、補助事業を実施する者自ら居住していること。）。 （２）次の各項のいずれかに該当すること。 ア　補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅 イ　第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅
電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車	（１）第６条の規定により交付の申請をする日までに、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅であること。 （２）別表１に掲げる住宅用太陽光発電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、第６条の規定により交付の申請をする日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、発電した電気を当該電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車に充電できること。なお、当該住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。 （３）別表１に掲げる住宅用太陽光発電設備及びＶ２Ｈ充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、第６条の規定により交付の申請をする日までに次に掲げる要件をすべて満たすこと。 ア　住宅用太陽光発電設備が設置され、発電した電気を当該電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車に充電できること。なお、当該住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。

設備の種類	住宅の要件
	イ　Ｖ２Ｈ充放電設備（別表１に掲げる要件に該当するものに限る。）が設置されていること。なお、当該Ｖ２Ｈ充放電設備は、新設・既設を問わない。
Ｖ２Ｈ充放電設備	（１）第６条の規定により交付の申請をする日までに、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅であること。 （２）住宅用太陽光発電設備が設置されていること。なお、当該住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。 （３）電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車が導入されていること。 なお、当該電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車は、新規導入・導入済みを問わないが、自動車検査証（自動車検査証が電子化されている場合は、自動車検査証記録事項。以下同じ。）の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものであり、自動車検査証の使用の本拠の位置が、Ｖ２Ｈ充放電設備を導入する住宅の住所と同一であること。
集合住宅用充電設備	（１）既築の共同住宅又は長屋（以下「集合住宅」という。）であり、導入される当該設備が集合住宅に属する駐車場（平置き、立体自走、機械式等）において居住者が利用できるものであること。 （２）別表４に掲げる住民以外も補助対象設備を利用可能な場合の補助を受けようとするときは、第６条の規定により交付の申請をする日までに、当該設備を導入する集合住宅の敷地の外から、住民以外も当該設備を利用することができる旨が記載された案内板が確認できること。
住民の合意形成のための資料の作成	（１）集合住宅の管理組合が管理する集合住宅であること。

別表３　補助対象者の要件（第４条関係）

設備の種類	補助対象者の要件
共通事項	（１）個人（集合住宅用充電設備を導入する者は除く。）にあっては、補助対象設備を導入した住宅に住所（住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている住所をいう。）を有すること。 （２）市に納付すべき税（延滞金を含む。）を滞納していないこと。 （３）補助対象設備の導入費用を負担して当該設備を所有すること（所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合及びリースにより導入し（第２条第１項第２号及び第１１号に掲げる補助対象設備を除く。）、次号のリース事業者が所有する場合を含む。）。 （４）補助対象設備の導入をリースで行う場合は、次のいずれかに該当するリース契約に基づき、当該設備を導入する者とリース事業者が共同で補助事業を行うこと。また、リース事業者は、当該設備を導入する者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元すること。 ア　リース期間が第１４条第２項に定める財産処分制限期間以上であること。 イ　リース期間の終了後、当該設備を導入した者が当該設備を購入する契約となっていること。 （５）同一の補助対象設備について、市が交付する他の補助金の交付の申請を行わないこと。 （６）規則第４条の２各号に規定する者でないこと。
太陽光発電システム	（１）千葉県が実施する太陽光発電設備・蓄電池の共同購入支援事業により、補助対象設備を購入していないこと。 （２）千葉県が実施する太陽光発電設備等に係るリース等導入促進事業により、補助対象設備をリースしていないこと。 （３）次の要件をすべて満たすこと。 ア　補助対象設備を導入する住宅について補助事業を実施する者以外の所有者がある場合は、すべての当該所有者から補助事業の実施についての同意を得ていること。 イ　自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、当該設備を導入する住宅において、当該設備と同じ種類の補助対象設備についてこの要綱に基づく補助金その他の市の補助金の交付を受けていないこと。

家庭用燃料電池システム（エネファーム）、 定置用リチウムイオン蓄電システム	（１）千葉県が実施する太陽光発電設備等に係るリース等導入促進事業により、補助対象設備をリースしていないこと。 （２）次の要件をすべて満たすこと。 ア　補助対象設備を導入する住宅について補助事業を実施する者以外の所有者がある場合は、すべての当該所有者から補助事業の実施についての同意を得ていること。 イ　自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、当該設備を導入する住宅において、当該設備と同じ種類の補助対象設備についてこの要綱に基づく補助金その他の市の補助金の交付を受けていないこと。ただし、過去に補助を受けた補助対象設備について､別表７に記載のある財産処分制限期間を経過し、これを交換し、又は増設するにあたって、新たに補助対象設備を設置する場合は、この限りではない。
Ｖ２Ｈ充放電設備	（１）千葉県が実施する太陽光発電設備等に係るリース等導入促進事業により、補助対象設備をリースしていないこと。 （２）次の要件をすべて満たすこと。 ア　補助対象設備を導入する住宅について補助事業を実施する者以外の所有者がある場合は、すべての当該所有者から補助事業の実施についての同意を得ていること。 イ　自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、当該設備を導入する住宅において、当該設備と同じ種類の補助対象設備についてこの要綱に基づく補助金その他の市の補助金の交付を受けていないこと。
ＺＥＨ、窓の断熱改修	次の要件をすべて満たすこと。 ア　補助対象設備を導入する住宅について補助事業を実施する者以外の所有者がある場合は、すべての当該所有者から補助事業の実施についての同意を得ていること。 イ　自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、当該設備を導入する住宅において、当該設備と同じ種類の補助対象設備についてこの要綱に基づく補助金その他の市の補助金の交付を受けていないこと。
電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	当該設備を導入する住宅において、当該設備と同じ種類の補助対象設備についてこの要綱に基づく補助金その他の市の補助金の交付を受けていないこと。

集合住宅用充電設備	（１）同一の工事に係る同じ種類の補助対象設備についてこの要綱に基づく補助金その他の市の補助金の交付を受けていないこと。 （２）当該設備を導入する集合住宅の管理組合又は所有者であり、当該設備の導入について国の補助金の交付決定通知を受けていること。
住民の合意形成のための資料	同一の工事に係る同じ種類の補助対象設備についてこの要綱に基づく補助金その他の市の補助金の交付を受けていないこと。

別表４　補助対象経費及び補助金の額（第５条関係）

設備の種類	補助対象経費	補助金の額
太陽光発電システム	補助事業を実施する者が負担した導入費用のうち、太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー（インバータ・保護装置）、その他付属機器（計測・表示装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）	単価１．５万円/キロワット（上限６万円） ※太陽電池の公称最大出力（小数点以下第３位を四捨五入）に１キロワットあたりの単価を乗じて得た額とする。
ＺＥＨ	補助事業を実施する者が負担した導入費用のうち、国の補助金の補助対象設備の要件を満たす高断熱外皮（既築住宅において行う窓の断熱改修を除く。）、空調設備、給湯設備（強制循環式の太陽熱利用システム及び家庭用燃料電池システム（エネファーム）を除く。）及び換気設備の設置費、工事費（据付・配線・配管工事等）	上限１０万円
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	補助事業を実施する者が負担した導入費用のうち、設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び付属品（給湯器、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・	上限１０万円

設備の種類	補助対象経費	補助金の額
	配管工事等）	
定置用リチウムイオン蓄電システム	補助事業を実施する者が負担した導入費用のうち、設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）	上限７万円
窓の断熱改修	補助事業を実施する者が負担した導入費用のうち、設備本体（ガラス、窓）及び高断熱窓の設置と不可分の工事費（窓・ガラスの取付け費、内窓取付け時に必要な額縁・ふかし枠、カバー工法によるサッシ、外部・内部シーリング等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等） ※網戸、雨戸等の窓付属部材費は補助対象経費に含まない。 ※ガラスが付随するドアそのものの本体及びその高官に要する工事費は対象経費に含まない。	補助対象経費×１／４（上限８万円）
電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車	補助事業を実施する者が負担した導入費用のうち、自動車本体の購入費	【住宅用太陽光発電設備及びＶ２Ｈ充放電設備を併設する場合】 上限１５万円
		【住宅用太陽光発電設備を併設する場合】 上限１５万円
Ｖ２Ｈ充放電設備	補助事業を実施する者が負担した導入費用のうちＶ２Ｈ充放電設備本体の購入費	補助対象経費×１／１０（上限２５万円）
集合住宅用充電設備	補助事業を実施する者が負担した導入費用のうち、急速充電設備、普通充電設備、蓄電池付急速充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンドの本	【住民のみ充電設備を利用可能な場合】 設備本体の購入費に係る国の補助金額の１／３

設備の種類	補助対象経費	補助金の額
	体の購入費	（上限５０万円×設置する充電設備の基数※） ※複数口の充電設備にあっては、その口数
		【住民以外も充電設備を利用可能な場合】 設備本体の購入費に係る国の補助金額の２／３ （上限１００万円×設置する充電設備の基数※） ※複数口の充電設備にあっては、その口数
住民の合意形成のための資料	補助事業を実施する者が負担した導入費用のうち、充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図及び費用負担のシミュレーション等の作成費（事業者への外注費に限る。）	上限１５万円

※各設備とも、補助事業を実施する者が負担する導入費用の額が上表の補助金の額よりも小さい場合は当該導入費用を上限とし、補助金額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

別表５　交付申請書類（第６条関係）

設備の種類	添付する書類
共通事項	（１）住民票の写し（住民情報について市が確認することに同意する場合は省略することができる。集合住宅用充電設備及び住民の合意形成のための資料を除く。） （２）申請者が法人の場合にあっては、法人登記事項証明書 （３）補助対象設備の導入に係る経費の内訳が記載された契約書等の写し（当該導入をリースで行う場合にあっては、リース契約書の写し。補助対象設備の型式等が不明である場合はそれらを明らかにする書類を含む。） （４）補助対象設備の導入をリースで行う場合にあっては、貸与料金の算定根拠明細書 （５）補助対象設備の導入費用の支払いを証する書類（当該導入をリースで行う場合にあっては、リース事業者が購入する設備の購入費及び工事費が確認できる書類）及びその内訳書の写し（当該導入費用の内訳を明らかにする書類を含む。） （６）工事の開始日及び完了日又は建売住宅の引渡日を明らかにする書類 （７）補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し（住民の合意形成のための資料を除く。） （８）補助対象設備の導入状況が確認できる写真（電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車にあっては、当該設備の保管場所において撮影した写真） （９）補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し（窓の断熱改修にあっては、窓の性能を証明する書類の写しで代えることができる。電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び住民の合意形成のための資料を除く。） （１０）その他市長が必要と認める書類
太陽光発電システム	（１）補助対象設備を導入する住宅が、「別表２　太陽光発電システムにおける（２）」に該当することを証明する書類の写し （２）補助対象設備の導入に係る工事の着手前の現況写真 （３）補助対象設備の配置図

設備の種類	添付する書類
ＺＥＨ	（１）建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成２８年国土交通省告示第４８９号）に基づく第三者認証の一つである建築物省エネルギー性能表示制度（以下「ＢＥＬＳ」という。）の評価書の写し（評価書にＺＥＨであること及び一次エネルギー消費削減率が記載されているものであること。）（「別表１　ＺＥＨにおける（１）イ」に該当する場合に限る。） （２）国が実施するＺＥＨを対象とした補助金の執行団体から送付を受けた交付決定通知書及び額確定通知書の写し（「別表１　ＺＥＨにおける（１）ア」に該当する場合に限る。） （３）住宅用太陽光発電設備が設置されていることを証明する書類（「別表１　ＺＥＨにおける（１）イ」に該当する場合に限る。）
定置用リチウムイオン蓄電システム	補助対象設備を導入する住宅が、「別表２　定置用リチウムイオン蓄電システムにおける（１）」に該当することを証明する書類
窓の断熱改修	（１）補助対象設備の導入に係る工事の着手前の現況写真 （２）当該住宅の平面図及び立面図 （３）当該導入費用に国その他の団体からの補助金充当額を証する書類
電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車	（１）自動車検査証の写し（自動車検査証が電子化されている場合は、自動車検査証記録事項。） （２）別表４に掲げる住宅用太陽光発電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、当該電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車を導入する者が居住する住宅が、「別表２　電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車における（２）」に該当することを証する書類 （３）別表４に掲げる住宅用太陽光発電設備及びＶ２Ｈ充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、当該電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車を導入する者が居住する住宅が、「別表２　電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車における（３）」に該当することを証する書類

設備の種類	添付する書類
Ｖ２Ｈ充放電設備	（１）補助対象設備を導入する住宅が別表２、Ｖ２Ｈ充放電設備における（２）（３）に該当することを証する書類 （２）当該導入費用に国その他の団体からの補助金充当額を証する書類
集合住宅用充電設備	（１）国の補助金に係る交付申請書類一式及び当該申請に係る交付決定書類の写し並びに実績報告書類一式の写し （２）国の補助金に係る交付決定後に変更の申請を行っている場合にあっては、国の補助金に係る実績報告に係る額の確定書類の写し （３）集合住宅の管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類の写し（集合住宅の所有者である場合を除く。）及び当該代表者の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、資格確認証、住民票等）の写し（アに含まれる場合を除く。） （４）当該設備を導入する住宅が集合住宅であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法第６条の規定による確認済証、賃貸契約書等で集合住宅であることが明記されている書類） （５）別表４に掲げる住民以外も充電設備を利用可能な場合の補助を受けようとするときは、集合住宅の敷地の外から撮影した、住民以外も充電設備を利用することができることの記載がされた案内板と周囲の景観が確認できる写真
補助対象設備が住民の合意形成のための資料	（１）集合住宅用充電設備に掲げる書類 （２）作成した充電設備の設置場所の見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図、住民の費用負担のシミュレーション等の資料の写し及び管理組合の総会で集合住宅用充電設備の導入についての議論が行われたことが確認できる議事録等

別表６　請求書の提出（第１０条関係）

設備の種類	請求書提出期限
太陽光発電システム	補助金を申請した日の属する年度の３月１０日
ＺＥＨ	同上
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	同上
定置用リチウムイオン蓄電システム	同上
窓の断熱改修	同上
電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車	同上
Ｖ２Ｈ充放電設備	同上
集合住宅用充電設備	同上
住民の合意形成のための資料	同上

※請求書提出期限が千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉市条例第１号）第１条第１項に規定する市の休日に当たるときは、その直前の休日でない日

別表７　財産処分制限期間（第１２条関係）

設備の種類	財産処分制限期間
太陽光発電システム	１７年
ＺＥＨ	６年
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	６年
定置用リチウムイオン蓄電システム	６年
窓の断熱改修	１０年
電気自動車	４年
プラグインハイブリッド自動車	４年
Ｖ２Ｈ充放電設備	５年
集合住宅用充電設備	５年